第　１４　号

定価一年間３００円
組合員の購読料は
組合費に含む

ひやま

発行　檜山教職員組合

〒 043-0056　江差町字陣屋町 86-1
TEL　0139(52)0858　　FAX (52)1490
発行責任者　　高　橋　正　人
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

賃金等道教育長交渉

独自削減4.5%に

ゆるせない退職手当大幅削減！今年度の退職者は、対象外！

現給保障、来年度継続！当初提案からは前進

回答を求める道教組西野委員長

賃金継続、定員・教育予算教育長交渉で、高橋教一道教育長は１月２９日、「現給保障の来年度継続」「来年度からの退職手当の削減」「独自削減は従来通り来年度４・５％削減（今年度４・８％）」とする最終回答を示しました。

新たな給与縮減について高橋教育長は、「7月からの給与削減を前提に地方公務員給与費が減額されるなど、道財政は非常に厳しい。今後も引き続き行財政改革の取り組みを進めていく」と回答。つまり、独自削減は継続で、「（管理職以外の職員について）２５年度４・５％、２６年度４・２％とそれぞれ減額、そのうち３０歳以下職員は２５年度２６年度４％を減額する」ということです。道財政が厳しいことを理由に、２０１３年度は当初の予定どおりの縮減率で実施することを強行しました。

回答する高橋教育長

道・道教委は道財政が好転しない理由を明確にすることもできず、その上、国の交付税削減の方針を持ち出してきて、今後一層厳しい状況になることばかりを強調しました。今後も「道の財政赤字の原因は道職員・教職員に責任はない」ことを確認し、道職員・教職員の賃金カットに頼った「行財政改革」路線からの転換を求め、独自削減撤回を要求しました。

また、給与改定に伴う経過措置（現給保障）については「平成２５年度は現行どおり継続。平成２６年度以降は国や他府県の動向を見て話し合う。」と回答。来年度も継続させたという意味では前進回答と言えます。しかし、今までの経緯からいって、そもそも、廃止を提案すること自体が、許されることではありません。２００６年４月の給料表大幅改悪にあたって、それ以前の給与月額との差がなくなるまで差額を支給するとしたこの制度の趣旨からいって、期限を定めることは全く道理が通りません。

退職手当については、「実施時期が今年度退職者は対象外となり、９ヶ月ごとの経過措置が１２ヶ月、１４ヶ月と延長」になりました。「年度単位、異動時期を配慮」となったことで、当初提案より前進回答ですが、「国に準じて」決めることが原則であるとして大幅削減を強行しました。北海道はこれまで独自削減で１４年間４５０万円（今年度退職者）をすでに削減されている特殊な状況にあります。他県での「早期退職者続出」の問題などから開始時期を４月１日とすることや、経過措置を国より先延ばしすることで一定の改善はあったものの、３年後には現行より４１７万円の削減となります。三十数年間、教職員として一人ひとりの子どもたちの成長と発達を保障するために、膨大な超過勤務のもと、日夜努力してきた教職員に対して「国に準じて」という理由だけで強行することは許されるものではありません。道独自削減で退職金削減以上の給与カットを受けている教職員にとって、到底納得できない大幅削減には変わりありません。（回答内容の詳細は別項）

交渉団は道と道教委の姿勢に強く抗議するとともに、今後の道政の推移を見守り、道民本位の行財政改革に向けた施策の実行を引き続き要求していくことを表明しました。

なお、最終交渉までに、道内各学校職場から寄せられた「独自削減の撤回と現給保障の継続を求める要求署名」６２２７筆が提出され、また、「道教委へ一言・二言」も多数寄せられました。このうち桧山教組からも多数提出しました。ご協力に心から感謝申し上げます。

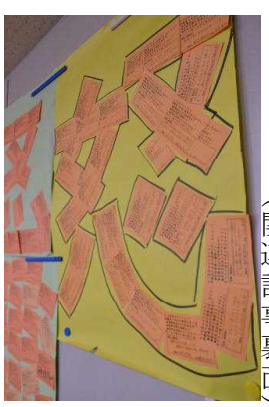
（関連記事裏面）

交渉課題と教育長回答（概容）

■独自削減について（継続）

〈給与〉

・管理職以外25年度4.5%、26年度4.2%。30歳以下は2年間4%。
・管理職:大規模校長～2年間9%削減。
・前記以外の学校の管理職25年度8.7%、26年度8.4%の削減。

〈期末・勤勉手当「役職段階別加算額」〉

・管理職以外:4分の1減額　・管理職:3分の1相当額減額

〈管理職手当〉　2年間20%減額

■　給与改定経過措置額（現給保障）について

・H25年度は現行通り（つまり廃止されずに現給保障が継続されます）。
・H26年度以降の取扱いについては引き続き話し合う。

■　退職手当手当について

	手当金額	調整率	支給月数
現行	2673 万円	104/100	59.28 月
H25/4/1	2526 万円	98/100	55.86 月
H26/4/1	2379 万円	92/100	52.44 月
H27/4/1	2256 万円	87/100	49.59 月

■　休憩時間の適正化について

現在、調査の集計・分析を進めているところ。今後、分析結果を踏まえつつ、休憩時間の確保に向けた対応策など、**検討委員会等を設置する**などして検討していく。